

福島民報杯・NHK杯第30回福島県サッカー選手権大会
兼 天皇杯JFA第105回全日本サッカー選手権福島県代表決定戦 実施要項

- 1 名称 福島民報杯・NHK杯第30回福島県サッカー選手権大会
兼天皇杯JFA第105回全日本サッカー選手権福島県代表決定戦
- 2 目的 優勝チーム及び天皇杯全日本サッカー選手権に出場するチームを決定する
- 3 主催 一般財団法人福島県サッカー協会、福島民報社、NHK福島放送局
- 4 共催 共同通信社
- 5 協賛 株式会社モルテン
- 6 後援 福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島、ラジオ福島、
ふくしまFM、毎日新聞福島支局、スポーツニッポン新聞社福島支局
- 7 主管 一般財団法人福島県サッカー協会第1種委員会
- 8 日程 2025年4月6日、13日、20日、27日、5月4日、11日（予定）
※参加申込みチーム数によっては期日が変更追加になる場合があります。
参加チームによって土曜日に試合開催があります。
- 8 会場 福島県内各地のグラウンド（決勝戦：とうほうみんなのスタジアム予定）
- 9 参加資格
 - (1) 2024年度（公財）日本サッカー協会に登録された第1種のチームで、2025年度も引き続き（公財）日本サッカー協会に登録された第1種のチームであること。
 - (2) 外国籍選手は1チーム5名までエントリーでき、1試合3名まで同時出場できる
 - (3) 選手は（1）のチームに登録していること。
- 10 参加チーム
 - (1) 2025年3月5日（水）の大会参加申込をもって出場チーム数が決定する
- 11 競技規則
 - (1) 試合の競技規則は当該年度（公財）日本サッカー協会制定の競技規則による
 - (2) 選手の交代は、試合開始前に通告した最大7名の中から5人以下（競技中の交代3回）までとする但し、延長戦に入ったときはさらにもう1名交代できるものとする
脳震盪による交代（再出場なし）の追加について
 - a.1 試合において、各チームは最大1人の「脳震盪による交代」を使うことができる。
 - b. 「脳震盪による交代」は、その前に何人の交代要員が使われているかにかかわらず、行うことができる。
 - c. 「脳震盪による交代で入る交代要員」が使われたならば、相手チームは（脳震盪に限らず）いかなる理由であっても「追加の交代要員」を使うことができる。
 - (3) 退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、次の1試合は出場停止となり、それ以降の処置については本大会規律委員会で決定する
 - (4) 大会期間中警告が2回になった選手は次の1試合の出場を停止する
 - (5) 累積された警告での出場停止処分及び累積の警告は、本大会をもって効力を失う
 - (6) 退場を命じられ、その出場停止処分が本大会で消化できない場合は以降の大会に持ち越される
 - (7) ベンチに入ることの出来る人数は、選手の交代要員7名、監督・コーチ等の役員の6名、計13名とする。この13名は、試合前に提出されるメンバー用紙に必ず記載されていなければならない。
 - (8) テクニカルエリアは全試合設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1人の役員が伝えることができる
 - (9) 選手交代の際には、交代ボードを使用する
 - (10) アディショナルタイムは交代ボードを使用し表示する
 - (11) チームが試合開始時間に遅れた場合は、いかなる理由があろうとも不戦敗扱いとなる。

- (12) ベンチは、組合せ番号の若いチームが本部席からグラウンドをみて左側とする
- (13) JFAにより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手は移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることが出来る。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。但し、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることが出来る。第1種・シニアの年代の選手は適用対象外とする。但し、2種登録選手は3名までエントリーを認め、3名が出場できる
- (14) 未登録または二重登録の不正選手の出場が判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。既に行われた試合については適用しないが、この場合の当該チームの懲罰については、本大会規律委員会にて決定する
- (15) 各試合60分前に会場の本部席にてマッチ・コーディネーション・ミーティングを行う。
 内容 メンバー用紙（4部）の提出
 着用するユニフォームの決定
 その他連絡 持参物 メンバー用紙 選手証 ユニフォーム4組

12 試合方法

- (1) 本大会は全てノックアウト方式で行う
- (2) 試合時間は80分（40分ハーフ）とする。
 勝敗が決しない場合は、20分（10分ハーフ）の延長戦1回を行い、尚決しない場合はPK方式により次回戦進出チームを決定する。
 但し、準決勝・決勝戦は、90分（45分ハーフ）とする。
 勝敗が決しない場合は、30分（15分ハーフ）の延長戦1回を行い、尚決しない場合はPK方式により決勝戦進出・優勝チームを決定する。
- (3) ハーフタイムのインターバルの時間は10分とする。
 但し、準決勝・決勝戦は、15分とする。
- (4) 延長戦・PK方式に入る前のインターバルは5分とする
- (5) 毎試合両チームは試合球を2個ずつ持ち寄ることとする（計4個体制）
 尚、会場や天候により試合球準備個数を増やす事ができるが、必ずマッチ・コーディネーション・ミーティングにおいて決定しなくてはならない
- (6) ベンチに入る最大7名の交代要員選手は、ユニフォームの色と重複しない色のビブスを着用する

13 表彰等に関する規定

- ① 優勝・準優勝・3位のチームを表彰する
 優勝チームには、優勝カップ（福島民報杯／NHK杯）及び表彰状を授与し記念品を贈呈する
 尚、この優勝カップは次回大会まで保持させる
 準優勝チームには、表彰状を授与し記念品を贈呈する
 3位チームには、表彰状を授与し記念品を贈呈する。
- ② 優勝チームは天皇杯 JFA 全日本サッカー選手権に出場する（辞退は認められない）

14 ユニフォーム

- (1) 本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に必ず持参し、いずれかを着用しなければならない
- (2) 正・副の2色については明確に異なる色とし、同色の使用は避ける
- (3) その試合において着用するユニフォームはマッチ・コーディネーション・ミーティングで決定する
- (4) 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる
- (5) 広告の表示については、(一財)福島県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会に申請し、承

諾を得たものでなければならない

- (6) ソックスの上にテープまたはその他の材質のものを貼り付けるまたは外部に着用する場合、それは着用するまたは覆う部分のソックスの色と同じものでなければならない
- (7) その他項目については(公財)日本サッカー協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない

15 組合せ

- (1) 代表者会議において決定する
- ① J3加盟チームを特別シードとする

16 参加申し込み

(公財)日本サッカー協会 WEB 登録システム「KICKOFF」にてエントリー手続きを行います。

- (1) 選手 : 30名以内とする
(監督が選手を兼ねる場合はこの30名に含まれていなければならない)
- 役員 : 10名以内とする
- (2) 参加申し込みの期限 : 2025年3月5日(水) 17:00
- (3) 参加料 : ¥40,000円/チーム
- (4) 参加料の支払い方法 : 2025年3月5日(水)までに下記の口座へ振込むこと

【振込先】 東邦銀行 大槻支店 普通 : 379862

一般財団法人福島県サッカー協会 会長 青田 由広

参加申込期限以降のエントリーの変更は不可となります

17 開会式・閉会式

- (1) 開会式を行う。詳細については、代表者会議において決定する。
- (2) 閉会式は、決勝戦終了後に同会場において決勝戦進出2チーム全員出席の上行う。尚、時間については決勝戦終了後10分後開始とする

18 代表者会議

- (1) 代表者会議を行います
2025年3月8日(土) 10:00~
会場 : 福島トヨタクラウンアリーナ (国体記念体育館) 研修室
住所 : 福島市仁井田字西下川原41-1
TEL : 024-539-5500
参加されるチームは、必ず1名の出席をお願いいたします
尚、会議に欠席のチームは本大会に出場できません。
(会議の中で行われる組合せ抽選時に出席していなければ欠席となります)
但し、会議当日に(一財)福島県サッカー協会が主催・主管となる公式の事業に参加するチームは、委任することができる。
委任するチームは、参加申込書提出時に、事業名記載の上申請ください。抽選については、当該チームが所属する地区1種委員長に委任となります。
プライバシーポリシー同意書は、捺印のうえ代表者会議当日持参して下さい。

19 大会規律委員会

1. (一財)福島県サッカー協会理事会の決定に基づき、第30回福島県サッカー選手権大会に大会規律委員会を設置し、(一財)福島県サッカー協会規律・裁定委員会は、(公財)日本サッカー協会の懲罰規程第3条(以下、“懲罰規程”という)により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規定第25条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する。
2. 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責及び1試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。

20 その他

1. 試合会場では応急処置のみ主催者(主管サッカー協会含む)の責任範囲で行います。
参加選手は、試合会場に健康保険証を持参してください。

2. 必ず傷害保険に加入してください。
3. 公式試合において審判による競技規則の適用の誤りがあった場合でも、原則として、当該適用の結果は有効なものとなされ、試合結果には影響を与えないものとする。ただし、大会規定で別途定める場合はこの限りではない。
4. 参加料の振込の際には、チーム名での振込みとしてください
5. 上記記載事項以外に協議・調整が必要となった事由が発生した際には、(一財)福島県サッカー協会規律委員会・1種委員会にて決定します
6. 選手証とは、日本サッカー協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す(顔が認識できなければならない)

事務局 一般財団法人福島県サッカー協会 一種委員会委員長 吉成幸一
メールアドレス : yoshinari-kikuta@blue.ocn.ne.jp
携 帯 番 号 : 090-1067-2469